

蒲郡市民病院LED化整備事業  
公募型プロポーザル  
募集要領

令和2年5月  
蒲郡市

蒲郡市民病院LED化整備事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1 業務の目的

蒲郡市民病院（以下「本院」という。）では、災害に備え電力需要を抑制するための設備更新を進めるとともに経費削減を図り、また環境負荷の軽減に寄与するため、既存の照明設備の一部をLED照明設備に更新する事業を実施します。

導入にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした施工等に関する提案を受け、蒲郡市（以下「本市」という。）にとって最も優れていると考えられる事業提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

「蒲郡市民病院LED化整備事業」

### (2) 履行場所

蒲郡市平田町向田1-1（蒲郡市民病院）

### (3) 基準対象台数

照明器具（誘導灯含む）：7736台

※現地調査、確認業務の際に判明した総数が増減した場合は、その数量で契約する。

また、提案内容によっては対象台数の増減も可とする。

### (4) 器具種別及び対象箇所

受付後の配布資料、別紙1「既設照明器具設置リスト」の通り

### (5) 契約方式

賃貸借契約 5年（60ヵ月）リース

※賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

※地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

### (6) リース期間（予定）

令和3年3月1日～令和8年2月28日

※地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

### (7) 契約上限金額

150,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

契約期間内に税制度の変更があった場合は、本市と協議を行うものとする。

### (8) 事業内容

ア 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

イ 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事

ウ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分

エ 事業達成のために必要な現地調査・確認等

### 3 契約者

蒲郡市

### 4 担当部局

〒443-8501 蒲郡市平田町向田1-1

蒲郡市民病院管理課施設係

電話 0533-66-2203

ファックス 0533-66-2295

電子メール hospikan@city.gamagori.lg.jp

### 5 優先交渉権者決定からのスケジュール (予定)

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 優先交渉権者の決定       | 令和2年7月中旬          |
| (2) 詳細協議・事業計画・現地調査等 | 令和2年7月中旬～令和2年10月末 |
| (3) 賃貸借契約の締結        | 令和2年10月末まで        |
| (4) 工事期間 (本契約締結後から) | 令和3年2月末まで         |
| (5) 賃貸借契約開始         | 令和3年3月1日 (月)      |

### 6 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者は、リース事業者単独企業、またはリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルへの参加申し込み時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。

また、グループの代表者はリース事業者とし、市との連絡窓口となるとともに、契約等諸手続きを行うものとする。

### 7 応募条件

- (1) 令和2・3年度蒲郡市競争入札参加資格者名簿において、業務「役務の提供等」、営業種目「リース・レンタル」に登録された者であること。
- (2) 対象業務において、前項(1)の規定による資格者名簿に登録されていない場合は、業務に対応する営業種目についての手続きを行うものとする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法に

あつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 施工役割又は機器納入役割は、リース事業あるいはE S C O事業により、病床200床以上の病院において、LED照明に関する導入実績があること。

※実績については完成引き渡し完了しているものを指す。

(7) 参加表明時は、応募者の事業役割、設計役割、施工役割、その他役割の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

(8) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納していないこと。

## **8 応募に関する留意事項**

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

### (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

### (8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

## 9 事業者選定の流れ

### (1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「7 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

### (2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

### (3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

### (4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

### (5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

## 10 事業全体スケジュール（予定）

### (1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要項の公表（蒲郡市 HP に掲載）	5月11日（月）
2	募集要項に関する質問の受付	5月11日（月）～5月15日（金）
3	質疑回答	5月22日（金）
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	5月26日（火）まで
5	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	6月1日（月）
6	提案書の受付	6月2日（火）～6月12日（金）
7	事前評価通知、プレゼンテーション通知	6月18日（木）
8	プレゼンテーション	6月29日（月）、予備日7月3日（金）
9	選考結果通知、優先交渉権者の決定	7月10日（金）
10	詳細協議、事業計画書作成、現地調査等	7月13日（月）～10月下旬
11	事業契約の締結	10月（予定）
12	取替工事等	契約後～令和3年2月末
13	リース開始	令和3年3月1日（月）

### (2) 提案募集の手続き

#### ア 募集要領の配付

募集要領は、本院のホームページにて公表する。

#### イ 募集要領に対する質問受付・質問回答

本要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア)質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「蒲郡市民病院LED化整備事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ)受付期間

令和2年5月11日（月）～令和2年5月15日（金）午後5時（必着）

(ウ)受付時間

開院日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時とする。

(エ)質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和2年5月22日（金）に本院ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和2年5月26日（火）まで

イ 受付時間

開院日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時

ウ 受付場所

担当窓口： 蒲郡市民病院管理課施設係

〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田1-1

エ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

(ア)参加表明書（様式第2号）

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

(イ)グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、金融役割その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ)商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(エ)納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(オ)事業実績一覧表（様式第4号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。それを証明するためのものを添付すること。

- ・事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者：発注者名を記入すること。
- ・契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
- ・契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ・契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日を記入すること。

(カ)暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書及び「11 配付資料」ア、イ、ウの資料を郵送する。

ア 通知日 令和2年6月1日（月） 電子メール

イ 郵送日 令和2年6月1日（月） 発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配付資料に示す資料を基に「13 提案提出書類・作成要領」に従い、事業提案書を作成し、本院へ持参する。

ア 受付期間

令和2年6月2日（火）～令和2年6月12日（金）（午後5時必着）

イ 受付時間

開院日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時

ウ 提出書類

「13 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第6号）を1部、本院に持参又は郵送で提出すること。

## 11 配付資料

(1) 配付資料の内容

事業提案要請書と併せて応募者に配付、供覧する資料は次のとおりとする。

ア 別紙1 既設照明器具設置リスト

イ 病院施設平面図（※照明器具の図面ではない）

(2) 配付、供覧要領

(3) ア、イの資料は配付する。

ア 配付方法

参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出した応募者に無償で配付する。

イ 配付、供覧期間

令和2年5月11日（月）～ 5月26日（火）

ウ 受付時間

開院日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時とする。

資料の供覧を希望する場合は、事前に管理課へ連絡を行うこと。

エ 配付、供覧場所

担当窓口： 蒲郡市民病院管理課

〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田1-1

## **12 提案書における提示条件**

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 16. 灯具仕様にて定めた、灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (2) 17. 工事仕様に基づき、工事を遂行できること。
- (3) その他、この要領に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## **13 提案提出書類・作成要領**

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。

ア 提案書提出届（様式第7号）

イ 提案総括表（様式第8号）

ウ 使用機器提案書（様式第9号）

エ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第10号）

オ その他提案事項（様式第11号）

カ 事業効果について（様式第12号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア)使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。

(イ)各提案書類には、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をすること。

(ウ)提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(エ)エネルギーに関する換算値



エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出係数
電気	0.472 (kg-CO <sub>2</sub> ・単位)

(オ)各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

イ 提案書提出届（様式第7号）

ウ 提案総括表（様式第8号）

提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

（A4版2枚以内で記載）

エ 使用機器提案書（様式第9号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、該当機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。（A4版20枚以内で記載）

オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第10号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、保険の補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。特に病棟に関する施工の配慮などについて記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法及び本市に対する報告書式案について記載すること。（A4版4枚以内で記載）

カ その他提案事項（様式第11号）

その他の提案事項について、記載すること。（A4版4枚以内で記載）

例：取替工事や運用開始を行うために工夫している点等。

例・独自のノウハウや提案

キ 事業費用について（様式自由）

リース料の総額、内訳として機器費、取替工事費、諸経費等に分けて記載すること。

ク 事業効果について（様式第12号）

LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出の上、本事業による削減効果分かる資料。削減効果の検証方法については、「（3）年間電気代削減金額等の設定」に示す。

(3) 年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
①消耗品	本病院の購入実績、年間700,000円(税込)にて算出する。
②既設電気代支出金額	別紙1 既設照明器具設置リストに記載された、既設器具の消費電力、想定点灯時間及び想定稼働日数から算出される10年間の電気使用量に電気料金単価(税込)15円/kwhを乗じて算出する。 ※基本使用料の削減は、計算に入れないこと
③電気代削減予定金額	②から⑥を減じて算出する。
④経費削減効果 (メリット)	①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。
⑤リース料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費やその他のリースに係る全ての費用を含めること。なお、リース期間中に管球等が製品寿命等により交換が必要となる場合は、リース費用に含むこと。
⑥LED改修後 電気代支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。

14 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定めるプロポーザル選定委員会が、施工方法、使用機器、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者、優秀提案1者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

- ア 本市の計画通り事業実行が可能か、具体的に確認できること。
- イ 前記13.(3)④の経費削減効果(メリットが多い事)が多いこと。
- ウ 既設の現地調査の精度を高めることについて、工夫又は独自の提案があること。
- エ 病院施設の施工についての方法や配慮が十分なされていること。
- オ LED化工事期間中の安全確保対策がなされていること。
- カ 設置場所の特性に応じた灯具選定ができる提案であること及びその提案内容
- キ リース期間内のLED照明の管理・保証について提案があること及びその提案内容
- ク 廃棄物の処理・再利用計画が具体的且つ充分であること。
- ケ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

- ア 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル選定委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位3社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。

- イ プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。
- ウ 応募者は提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。  
その後、プロポーザル審査員による質疑応答を15分程度行う。
- エ プレゼンテーションは、令和2年6月29日(月)に開催する。なお、会場は蒲郡市民病院2階講義室とし、詳細は応募者に別に通知する。
- オ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- カ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。
- キ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本院が用意したプロジェクター、スクリーンを使用することができる。

### (3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

### (4) 失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
  - イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本募集要領に違反すると認められる場合

## 15 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

No.	審査項目	評価基準	配点
1	病院施設の施工に関する配慮	事業を円滑に遂行できる施工配慮や、実績等があるかどうか。 入院患者や緊急患者に対する施工配慮があるかどうか。 (当院は382床の病床があり、救急外来も実施しています。)	30
2	事業実施スケジュール	事業期間、各種手続など、事業実施のスケジュールは妥当か。	5
3	使用機器	LED照明の選定は国の指針や各ガイドラインを満たしているか。公募要件と合致しているか。 病室利用者の癒しの空間に配慮されているものであるかどうか。	10
4	費用対効果	事業費用及び電気料等の削減効果	30
5	環境に与える効果	電気使用量及びCO2削減効果	10
6	施工範囲に関する評価	病室や手術室内等、施工に制限が伴う箇所が対象になっているかどうか。また、それに関する方法や配慮。	15
合計		100	

## 16 灯具の仕様

### (1) 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

#### (ア) J I S 規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第5部：配光測定方法

- JISC8106 施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
- JISC8121-2-3 ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
- JISC8147-2-7 ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
- JISC8147-2-13 ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
- JISC8152-1 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
- JISC8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- JISC8152-3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
- JISC8153 LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
- JISC8154 一般照明用LEDモジュール－安全仕様
- JISC8155 一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(イ) JEL規格

- JEL600 光源製品の正しい使い方と表示事項

(ウ) J LMA規格

- JLMA500 LED関連試験規格のJ N L A認定技術基準

(エ) ガイドライン

- ガイドB 005 改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
- ガイド010 直管LEDランプ性能表示等のガイドライン
- ガイドB011 高品質照明用LED光源の性能要求指針
- ガイドA102 照明器具の銘板等の表示
- ガイドA134 LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

(オ) 電気用品安全法(PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(2) 共通

- ア 照明器具は、別紙1に示す既存照明器具形状の代替え又は類似する器具を調達すること。
- イ 照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持つ国内メーカーの製品とすること。
- ウ ISO9001（品質）の認証取得工場で製造していること。
- エ ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- オ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とする。
- カ 照明器具は、別紙1に示す既存照明器具形状の代替え、且つ、同等以上の性能を有するLED器具を調達すること。
- キ 結線替え作業後は、安定器の取外しは行わず器具内に残置すること。

- ク 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。
- ケ 灯具内の配線替えを行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼りなおかつ LED 専用シール（LED専用・管の種類など注意事項）を貼ること。
- コ 既存器具のソケット、電線等変色、硬化、ひび割れ等、劣化が有る場合は交換すること。
- サ 既存器具の強度等がLED照明の重量に満たない場合は、口金を交換すると共に、落下防止金具を付けること。
- シ 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。工事が発生する際は当院と協議し、使用部品、調光方法、工事方法を確認すること。

## 17 工事仕様

- (1) 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、当院施設担当者と協議すること。
- (2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院施設担当者へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、当院施設担当者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に当院施設担当者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当院施設担当者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当院敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院施設担当者の承諾を得ること。
- (9) 作業時間帯の決定に当たっては、当院施設担当者の指示に従うこと。
- (10) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (11) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (12) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (13) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (14) 撤去した既存照明器具については、受注者で処分するものとする。
- (15) 撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (16) 設置作業完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当

院が指定する日までに提出すること。

(17) 誘導灯の交換については、関係法令を順守し所轄の消防署への届け出を行うこと。  
又、その際、消防署より消防法における改善を指摘された場合は、当院と協議すること。

(18) 施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間、又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し担当者と協議の上、柔軟な対応をすること

(19) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。

PCBを含む安定器については、取り扱いについて別途、発注者と協議するものとする。

(20) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。

(21) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議すること。

## **18 工事計画**

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設照明器具で故障が発生した箇所
- イ その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する設備については、本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

## **19 物品の保守等**

(1) 賃貸借期間満了時まで物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。

(2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り替え、代替え、修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合によらない場合は、別途、当院と協議すること。

(3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

(4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

(5) 誘導灯及び非常灯の蓄電池については消耗品の為、本事業の保証対象とはしない。

## **20 物品の移動等**

(1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、リース会社の承諾を得た上で、当院負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。

- (2) (1)にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を受注者は当院に提供するものとする。

## **21 その他、特記**

- (1) 賃貸借期間の開始は、5 (5) のとおりの予定であるが、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 工事前に現地調査を十分に行った上で作業を実施すること。また、調査等により仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、発注者と協議すること。
- (3) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (4) 受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。

## **22 事業実施に関する事項**

- (1) 誠実な業務遂行
- ア 事業者は、募集要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。
- (2) 本市と事業者との責任分担
- ア 基本的な考え
- 提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。
- ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。
- イ 予測されるリスクと責任分担
- 本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。
- ウ 契約の締結が困難となった場合における措置
- 優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。
- (ア) 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は優先交渉権者から、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- (イ) 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする



る。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○	
	制度の変更	税制の変更		○	
		法令・許認可の変更		○	○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの		○	
		本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
応募コスト	応募コストの負担		○		
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	
引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○		
用地の確保	資材置き場の確保		○		

支払関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	本市の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
計測・検証	設備 設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーベース ラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○

### 23 契約に関する事項

#### (1) 契約の手順

ア 本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に基本協定書を締結するものとし、その後、調査結果に基づき本契約を締結するものとする。

#### (2) 契約の時期

基本協定書 令和2年 7月（予定）

事業契約 令和2年10月（予定）

#### (3) 契約の概要

本募集要領に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び運転、業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。